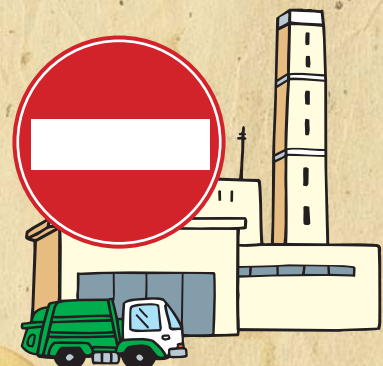


事業所から出る古紙の処理方法

**市清掃工場では、
事業者から出る
古紙の搬入を
規制しています。**



事業所から出る古紙は、相模原市北清掃工場、南清掃工場および津久井クリーンセンターでの焼却処理はできません。（再生不可能な古紙や少量の機密書類を除く。）

次の方法で、適正に分別し、資源化してください。

※再生不可能な古紙とは、粘着物や紙以外の付着、合成紙、感熱紙など紙の原料にならない異物などを示します。

古紙の処理方法



① 自ら資源回収業者へ
直接持ち込む



② 資源回収業者へ
収集を依頼する

市内には、資源回収業者が多数あり、次の団体でご相談や業者紹介を行っています。

- 相模原資源回収事業協会 電話 042-774-4136
- 相模原資源リサイクル協議会 電話 042-755-5440
- 津久井環境資源リサイクル協同組合 電話 042-782-8055
- 津久井環境事業協同組合 電話 042-687-4469

現在、事業系ごみを収集運搬許可業者に依頼されている場合は、その業者にご相談ください。また、委託業者がわからない場合や新規に依頼したい場合には、市ホームページに業者一覧がありますので参考にしてください。

ホームページはコチラ→

相模原市事業系ごみ

検索

なお、お電話やメール等でお問い合わせいただき、一覧表を送付することもできます。

☎042-769-8358

e-mail : jigyougomi@city.sagamihara.kanagawa.jp

古紙の分別方法

新聞	新聞、広告チラシなど	リサイクル(資源化)古紙 資源回収業者又は 収集運搬許可業者へ
雑誌	週刊誌、書籍、パンフレット、カタログなど	
段ボール	段ボール	
OA古紙	コピー用紙、コンピュータ用紙	
雑古紙	メモ用紙、郵便物、封筒、紙袋、ボール紙、空き箱など	
シュレッダー古紙	シュレッダー処理紙	焼却可能物 市清掃工場へ (産業廃棄物を除く)
機密書類	個人情報、企業情報など機密性の高い書類	
その他の古紙	感熱紙、ワックス加工紙、防水加工紙、ラミネート紙など	

※分別方法は、事前に業者と相談し、資源化してください。(再生不可能な古紙等は除く。)

※排出する際は、次の点に留意してください。

- ・シールが貼られた封筒等は、シールを取り除くこと。
- ・ビニールの付いた窓空封筒などは、ビニールを取り除くこと。
- ・金属やプラスチックが付いたファイル等は、金属等を取り除くこと。
- ・紙に貼られた粘着テープは、取り除くこと。

※市清掃工場等への搬入可能物であっても、量や性状等により搬入できない場合があります。詳しくは搬入する市清掃工場等へお問い合わせください。

お問い合わせは、相模原市役所 事業系ごみ対策課 ☎042-769-8358

南清掃工場 / ☎042-748-1133 北清掃工場 / ☎042-779-1110 津久井クリーンセンター / ☎042-784-2711